

京都市上下水道企業管理規程第15号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年5月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2 疏水事務所長の項の次に次の1項を加える。

漏水修繕センター所長	(1) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。 (2) 給水装置の修繕及び工事用材料の売却並びにその修繕料及び売却代金の調定及び徴収に関すること。 (3) 特別給水に係る料金等の調定及び徴収に関すること。 (4) 水道メーターの損失弁償の決定並びにその弁償金の調定及び徴収に関すること。
------------	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)